

柴田町社会福祉協議会 第4次地域福祉活動推進計画

令和6年度～令和10年度

温故知新

ともに育み つながりあう 地域の輪



社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会

はじめに

ごあいさつ



近年、少子高齢化や核家族・単身世帯の増加、個々のライフスタイルや価値観が多様化する中で、地域のつながりが希薄化しています。

そのような中、家族や地域の助け合い機能、福祉の分野ごとの縦割り支援だけでは解決が困難な新しい地域生活課題も山積しています。

こうした背景から、国は制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて地域生活課題を行政や福祉関係者のみならず、多様な主体が参加し、「我が事」として取り組む「地域共生社会」の実現を目指しています。

柴田町社会福祉協議会も、第3次地域福祉活動推進計画（平成31年度～令和5年度）では「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせるまちづくり」をめざし取り組んできました。しかし、この期間は、3年余にわたる新型コロナウイルス感染症により、人びとの生活だけでなく地域福祉にとって厳しい状況が続きました。

そのような中で、策定が進められた第4次地域福祉活動推進計画（令和6年度～令和10年度）において地域生活課題を整理する中で、これまで築いてきた近隣や行政区を単位とした地域のつながりを大切にするとともに、行政区の枠を超えたより広域（小学校区や中学校区）のつながりの重要性を再認識しました。このことを踏まえ、本計画では「ともに育み つながりあう 地域の輪」を基本目標としました。

策定にあたり、中学校区毎に開催した地域福祉懇談会ではそれぞれの「地区住民福祉計画」が作成されました。これから関係する社協支部を中心に「〇〇地区共生会議（仮称）」を開催し、具現化が図られる予定です。社協も地区ごとに担当職員を配置し連携を図りサポートしてまいります。

また、社協が主体で行う地域福祉活動では、第3次計画の4つの柱である「学びあおう」「つくろう」「つながろう」「支えあおう」を継承し、住民の皆様と地域生活課題の解決に努めるとともに「地域共生社会」の実現を目指します。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました策定委員会委員の皆様をはじめ、地域福祉懇談会・福祉団体ヒアリングにご協力をいただきました皆様に心から感謝と御礼を申し上げます。

令和6年3月

社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会
会 長 武田 則男

第4次柴田町地域福祉活動推進計画の策定を終えて



本計画は、柴田町社会福祉協議会が地域福祉を推進するために、地区の皆様と策定した行動計画（アクションプラン）になります。

計画策定では、人口減少や高齢化、家族規模の縮小や地域関係の希薄化が進む中で、槻木地区、船岡地区、船迫地区の3地区を日常生活圏域として、支え合いを可能にするセーフティネットを形成することを目指していくことを大きな趣旨としました。

3地区それぞれで住民福祉計画を策定する試みは、初めてとなりましたが、参加者の皆様には地区の生活課題と向き合って頂く機会になったと考えておりますし、社協にとっても改めて地区と共に地域福祉の推進を図っていくかを考える絶好の機会になったと思います。社交辞令とはいえ、地域の皆様、そして計画策定委員の皆様、「改めて地域を考える機会になった」、あるいは「福祉を知る機会になった」と言って頂いたことは、今後の柴田町の地域福祉推進に向けて大きな収穫になったと考えています。

今回策定した「地区住民福祉計画」は、いうまでもなく計画策定そのものが目的ではありません。策定後に地区の皆さんと柴田町社協が、新たな共生社会づくりを目指し地域福祉の推進を共にどう進めて行くか、そのスタートラインに立つための計画づくりと考えて頂きたいわけです。各地区で3回開催した地域福祉懇談会の中で、浮かび上がってきた地域課題は、今後増加が予測される単身高齢者の生活支援の課題や8050世帯の問題もありました。いかに、早期に把握して、身近な専門機関である地域包括支援センターや社会福祉協議会などにつなげるか、地域における信頼関係を広げる地道な地域福祉活動も必要になります。

また、地域を持続可能にしていくためにも、多様な世代の地域への参加が不可欠になります。新たな地域コミュニティづくりを進めるためにも、世代間の交流機会をいかに創出するか、既存の地域活動のあり方を含めて、多世代が参加しやすい地区の共生会議の設置に関して、引き続きそのあり方を検討していくことも課題となりました。

第4次地域福祉活動推進計画は、これから実施・運営に入っていきます。いかに多くの皆さんに本計画をご理解頂き、各地区の取り組みが具体的な企画として動き始めるか、多くの世代を巻き込み、地域コミュニティづくりへのエネルギーを高めていくことができるか、社協の地域支援も、ますます重要な意味をもつようになります。

今後、柴田町社協の地域福祉活動推進計画と地区住民福祉計画が豊かに実を結ぶことで柴田町の地域共生社会づくりの取り組みが大きく発展することを心から期待しています。

東北福祉大学 森 明人
(第4次地域福祉活動推進計画策定委員会委員長)

目 次

はじめに 社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会 会 長 武田 則男

第4次地域福祉活動推進計画策定委員会 委員長 森 明人

第1章 第4次地域福祉活動推進計画の基本的な考え方について

- 1 計画策定の趣旨 P5
- 2 基本理念 P6
- 3 基本目標 P6
- 4 計画の策定方法 P7
- 5 本計画の推進・評価 P8
- 6 「地域福祉活動推進計画」と「地域福祉計画」の関係について P9
- 7 計画の期間 P9

第2章 地区住民福祉計画

- 1 地区社協地域福祉懇談会（住民座談会）開催内容 P10
- 2 船岡地区の住民福祉計画 P12
- 3 船迫地区の住民福祉計画 P14
- 4 槻木地区（13区～18B区）の住民福祉計画 P16
- 5 槻木地区（19区～27区）の住民福祉計画 P18

第3章 第4次地域福祉活動推進計画の施策の体系 P21

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標1 学びあおう（福祉教育・ボランティア学習）

- 基本施策1 : 福祉アクセシビリティの向上 P23
- 基本施策2 : 福祉教育・ボランティア学習の充実・強化 P26
- 基本施策3 : 地域福祉を担う人材の養成、研修の充実 P27

基本目標2 つくろう（活動・しくみ）

基本施策4	：生活把握・情報共有の場づくり	……………	P29
-------	-----------------	-------	-----

基本目標3 つながろう（協働・参画）

基本施策5	：人と人がつながる居場所・参加交流の充実	……………	P30
-------	----------------------	-------	-----

基本施策6	：地域資源の発掘・利活用の推進	……………	P32
-------	-----------------	-------	-----

基本施策7	：ボランティア人材の育成	……………	P33
-------	--------------	-------	-----

基本施策8	：災害に強いまちづくりに向けた災害体制整備	……………	P34
-------	-----------------------	-------	-----

基本目標4 支えあおう（相談・支援）

基本施策9	：包括的な支援体制に向けた強化	……………	P36
-------	-----------------	-------	-----

基本施策10	：権利擁護の推進	……………	P37
--------	----------	-------	-----

基本施策11	：認知症の方や障がいのある方、身寄りのない方達の見守り…	……………	P38
--------	------------------------------	-------	-----

基本施策12	：複合的課題に対する相談支援の強化	……………	P40
--------	-------------------	-------	-----

基本施策13	：顔の見える関係づくりと地域課題の共有	……………	P41
--------	---------------------	-------	-----

第5章 基盤強化計画	……………	P42
-------------------	-------	-----

おわりに 第4次地域福祉活動推進計画 策定委員からのメッセージ…	……………	P43
---	-------	-----

関係資料

福祉団体ヒアリング（地域福祉の実践紹介）	……………	P47
----------------------	-------	-----

地域福祉活動推進計画策定関係

1 柴田町社会福祉協議会 地域福祉活動推進計画策定委員会 設置要綱	……………	P55
-----------------------------------	-------	-----

2 柴田町社会福祉協議会 第4次地域福祉活動推進計画 策定委員会委員名簿	……………	P57
--------------------------------------	-------	-----

3 柴田町社会福祉協議会 第4次地域福祉活動推進計画策定までの経過	……………	P58
-----------------------------------	-------	-----

4 データで見る柴田町の現状	……………	P59
----------------	-------	-----

第1章 第4次地域福祉活動推進計画の基本的な考え方について

1 計画策定の趣旨

(1) 社会福祉を取り巻く情勢

我が国においては、少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められています。

(2) 社会福祉協議会に求められるもの

社会福祉協議会については、1つの世帯において複雑化・複合化した課題を有するケースの顕在化や、地域住民が抱える福祉ニーズの多様化への対応に加え、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の再構築、災害時のボランティアセンターの運営、新型コロナウイルス感染症の影響も含め生活に困窮されている方等への支援といった課題に対応し行政や関係機関と連携した多様な取り組みの実施が求められています。

(3) 地域の声から

行政区を単位とした地域住民等が中心となって地域生活課題を解決するという枠組みを拡大し、本計画の作成においては、中学校区を単位として、地域福祉懇談会（住民座談会）を開催し、船岡地区、槻木地区、船迫地区で住民が取り組むべき課題について話し合いを行いました。そこで取りまとめられた内容を各中学校区住民福祉計画として作成しました。

話し合いを通して、「住民同士のつながりの希薄化」「地域福祉活動を担う住民の不足」「支え合いの活動を活発にさせたい」という課題が、前回同様出されましたが、その深刻さや緊急性も増しているという認識でした。

2 基本理念

おん こ ち しん
温 故 知 新

柴田町では、昔からの都市地域と農村地域だけでなく、新しく造成された新興住宅地域など成り立ちは異なりますが、長い時間を経て築かれた日常の交流や地域の支え合い、地域の特色ある助け合いの仕組みなどによって、「住み慣れた地域で、誰もが安心して暮らせる」地域が形成されてきました。これは、先人が築いた貴重な財産です。

現在、柴田町においても、少子高齢化や人口減少に伴い地域で暮らす人々のつながりの希薄化が進み、社会的に孤立する人や生活困窮に陥る人が増える等、地域福祉をめぐる課題はますます複雑・多様化しています。その課題は先送りできない状況になっています。

いま、私たちは自分たちの地域の現状と将来の予測について考え、地域の課題を共有し、住民にできることを探りながら地域の新たな生活課題を解決し「誰もが安心して暮らすことのできる地域」を再構築したいと願っています。

この時、私たちは先人が築いた貴重な財産に学び、それらを活かすという視点も常に大切にしたいと考え、「温故知新」を基本理念に掲げました。「温故知新」には、「日常的な住民交流の推進」や「地域福祉活動への参加促進」の価値をもう一度見直すという側面と、社会構造の変化や地域福祉に関する様々な制度や住民のニーズを踏まえ、誰もが安心して暮らすことのできる地域福祉を再構築していこうという願いが込められています。

本計画においても、この「温故知新」という基本理念を前期計画から継承し、新たな地域共生社会の実現を目指します。

3 基本目標

ともに育み つながりあう 地域の輪

本計画を策定するにあたり、今年度、中学校区を単位として地域福祉懇談会（住民座談会）を開催しました。そこから見えてきた課題は、地域とつながりながら暮らし、互いに支え合いながら自分らしく生活していくことを困難にしているという現状でした。

それには少子高齢化や人口減少、さらにつながりの希薄化の中で、近隣や行政区を単位としてきたこれまでの地域の枠組では、課題解決が困難になっている背景があります。

そのためには、基本理念「温故知新」にもあるように、これまで築いてきた近隣や行政区を単位とした地域の輪も大切に育みつつ、その輪がつながり合っ小学校区や中学校区を単

位とするより大きな地域の輪を育んでいくことが必要です。

このことを踏まえ、本計画では基本目標を「ともに育み つながりあう 地域の輪」とし、その実現に向け、下記の4つを具体的基本目標と設定し重点的に進めていきます。

①学びあおう(福祉教育・ボランティア学習)

孤立や差別、偏見をなくすために、地域に暮らす人達がお互いを知り、認め合える機会や場をつくります。

そして、地域の課題を解決するために、主体的に地域活動に参加する人を増やし、地域共生社会の実現を目指します。その中で命の大切さ、支え合いながら暮らしていくことの大切さを育む福祉教育とボランティア学習を企画・実施していきます。

②つくろう(活動・仕組み)

誰もが住み慣れた地域の中で支え合いながら自分らしく生活していくために、つながり・支えあうための活動や仕組みづくりを進めます。

③つながろう(協働・参画)

様々な世代や関係機関が領域を超えて交流できる居場所づくりを充実させ、子どもから高齢者まで、みんなが参加し、つながりをもてるような地域を目指します。

④支えあおう(相談・支援)

住民による助け合い支え合い活動や、1つの相談機関だけで解決することが難しい複合的な課題に対して、住民と専門職、分野を超えた専門職同士のつながり、それぞれの強みや役割を明確にし、連携協働できるネットワークを構築します。

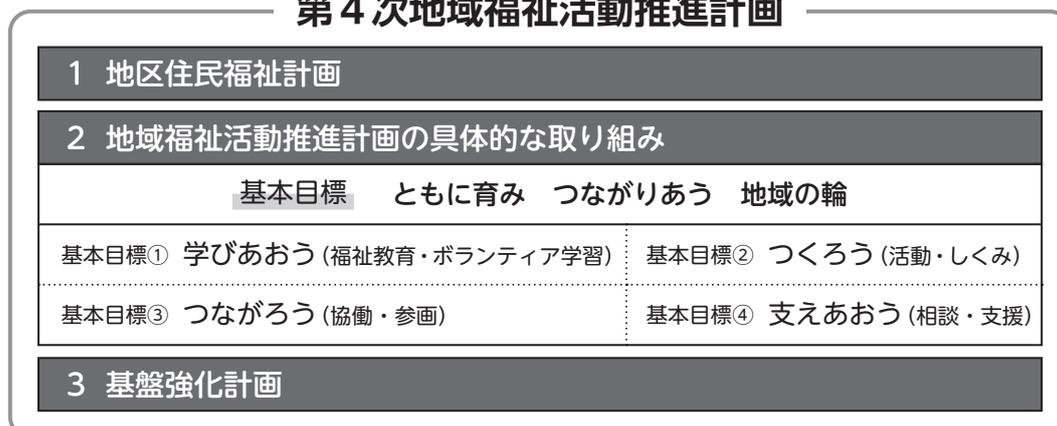
4 本計画の策定方法

(P58：第4次地域福祉活動推進計画策定までの経過参照)

第4次地域福祉活動推進計画を令和5年度内に策定を行うことで進めました。

本計画は、「地区住民福祉計画」「地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み」「基盤強化計画」の3つの計画で構成されています。

第4次地域福祉活動推進計画



1 「地区住民福祉計画」(第2章)

町内の3つの中学校区それぞれの住民が身近な地域ですすめる福祉のまちづくりの目標と活動していくための計画です。本年、中学校区毎に開催した「地区社協地域福祉懇談会」に参加していただいた住民のみなさんと策定しました。住民の「自分たちの地区を暮らしやすくしたい」「こんな地域だったらいいなあ」「こんな活動をしていきたい」という思いをカタチにした“地域らしさ”のある計画となっています。

2 「地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み」(第4章)

社協が住民や様々な団体・関係機関とともに、地域福祉活動を推進していくための計画です。

公私の福祉関係者の方々(P57:策定委員会委員名簿参照)と策定委員会を開催。各中学校区の地域福祉懇談会で聞いた住民の願いや思い、困りごとをもとに必要な取り組みについて話し合い策定しました。

柴田町における地域福祉推進の具体的な取り組みについて示した計画です。

3 「基盤強化計画」(第5章)

地域福祉を推進するために必要な、社協自身の組織や体制のあり方を示し、その基盤の強化を進めるための計画です。

4 その他

第4次地域福祉活動推進計画の策定に当たっては、地域福祉活動の推進を図るだけでなく、一人の課題は地域の課題として、広く地域住民の参加を促すことを想定しています。この計画をこれから推進するために、民生委員・児童委員、福祉団体、福祉施設、福祉事業者等の連携・協力が必要なことから、それぞれの団体にヒアリング(聞き取り)を行い、現状と課題等をまとめました。(P47~P54参照)

5 本計画の推進・評価

3つの計画からなる本計画は、社協が地域生活課題を把握し、住民参加によって解決する組織であることを踏まえ、社協支部を軸に課題解決に向けた支援体制、地域住民による支え合い体制の構築を図ります。加えて、より身近な地域における総合相談・生活支援機能のさらなる強化に向けて、社協内において職員の地域担当制を導入するとともに、様々な機関・団体とネットワークによる連携・協働した実践をこれまで以上に推進します。

地域住民福祉計画の評価については、この計画が住民主体の中学校区毎の(仮称)「○○地区共生会議」で年度毎に進行管理を行います。

地域福祉活動推進計画の評価については、事業毎の評価アンケートなどを活用し、職員による評価を実施し、それを基に学識経験者を含む「地域福祉推進計画福祉推進委員会」で検討し、評価・見直しを行います。

基盤強化計画の評価については、該当する項目について、理事会、評議員会などで報告を行い承認を得る。また、監事会(公認会計士による指導含む)、町や町議会の定期監査、県指導監査などで報告を行い指導を受けるようにします。

6 「地域福祉活動推進計画」と「地域福祉計画」の関係について

地域福祉活動推進計画

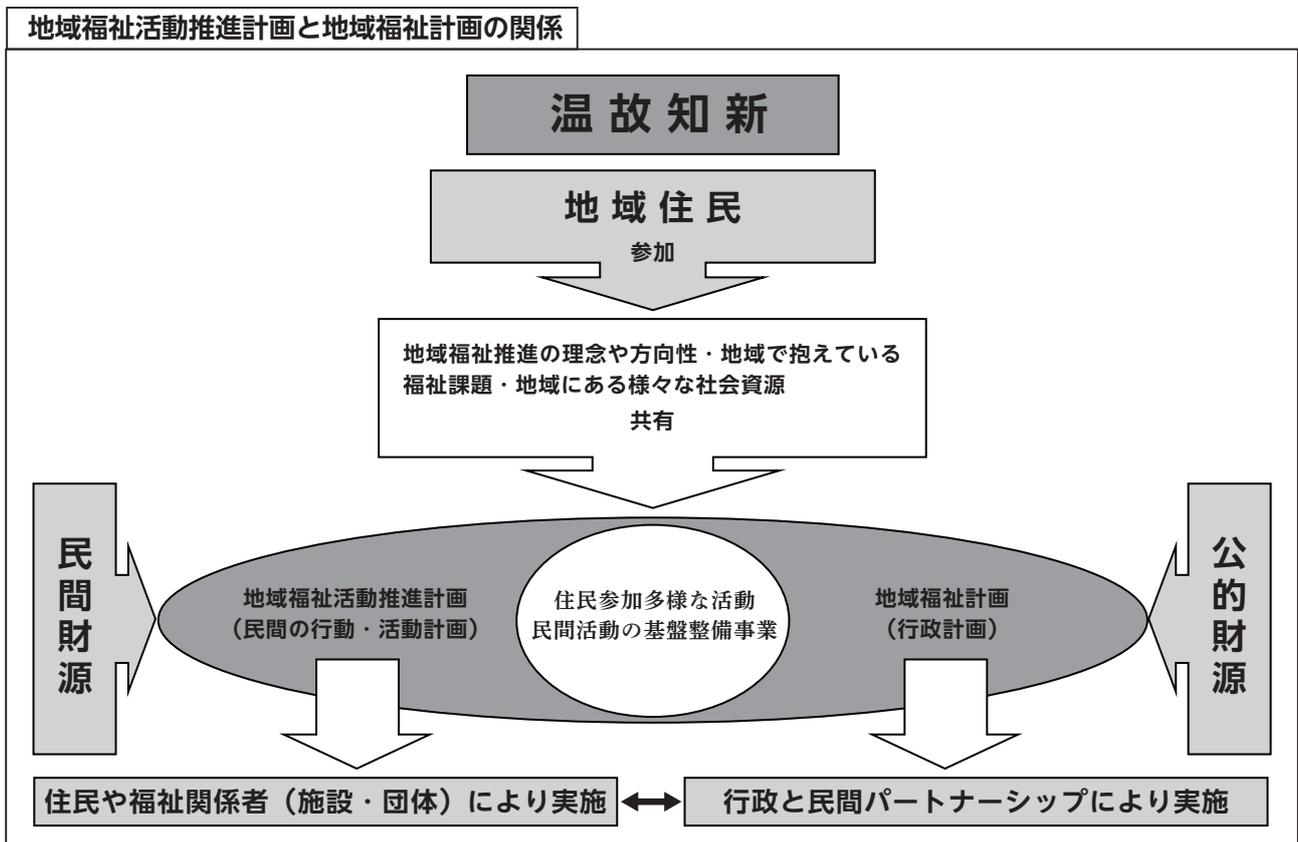
地域福祉活動推進計画とは、社会福祉協議会が呼びかけて住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業経営する者が相互に協力して策定する地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

地域福祉計画

地域福祉計画とは、地域福祉を具体化するものとして社会福祉法に位置づけられた市町村で策定する行政計画です。

地域福祉活動推進計画と地域福祉計画の関係

このふたつの計画は、下図のようにお互いに役割分担をし、連携しあいながら、地域福祉の推進をめざしています。



その他、宮城県、宮城県社会福祉協議会が策定する「地域福祉支援計画」「地域福祉推進計画」とも連携を取りながら、地域福祉の推進を目指していきます。

7 計画の期間

計画の期間は、令和6年4月～令和11年3月（令和6年度～令和10年度）までの5年間の計画とします。

第2章 地区住民福祉計画

町内の3つの中学校区（船岡・船迫・槻木地区）単位で、それぞれの住民が自分たちの地域の課題を考え、「自分たちの地区を暮らしやすくしたい」「こんな地域だったらいいなあ」「こんな活動をしていきたい」という思いを自分たちで実行できる目標をたてて取り組んでいくことを目的に、以下のとおり、地区社協地域福祉懇談会（住民座談会）を開催しました。最終的に「船岡地区」「船迫地区」「槻木地区（13区～18B区）」「槻木地区（19区～27区）」の4地区に分けて代表者会議によりそれぞれの計画が策定されました。（P12～P19参照）

令和6年度以降、この計画を進めるために、地区毎に社協の担当職員を配置する事や中学校区毎に（仮称）「〇〇地区共生会議」を設置し、地域で抱えている課題の解決に向けて、職員がかかわりながら、「地区住民福祉計画」を推進していきます。

地区社協地域福祉懇談会（住民座談会）開催内容

1. 目的

住民と地域生活課題や社会資源を共有し、地域の姿を論議し、助け合い活動の創出に向けて、地域福祉活動に係る方々の意見を中心に取まとめていく必要性があることから、地域福祉懇談会（住民座談会）を開催し、取まとめた内容を「柴田町社会福祉協議会 第4次地域福祉活動推進計画」に掲載する。（各地区全3回）

2. 主催

社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会

3. 【運営・アドバイザー】

東北福祉大学 総合マネジメント学部 准教授 森 明人 氏

【スタッフ】柴田町社会福祉協議会 職員

（協力）宮城県社会福祉協議会 職員

4. 日時・地区の割当

【船岡地区】

区	1、2、3、4、5、6A、6B、7A、7B、8、9A、9B、11A、11B 11C、11D、12A、12B、30
---	---

- (第1回) 令和5年6月30日（金）午後1時30分～午後3時30分
テーマ：「私たちが目指す理想の地域像」 40名参加
- (第2回) 令和5年7月26日（水）午後6時～午後8時
テーマ：「地域の福祉課題を見える化する」 32名参加

(第3回) 令和5年9月15日(金) 午後1時30分～午後3時30分
テーマ:「地区住民福祉計画プラン案の作成」 34名参加

【船迫地区】

区	10、28(船迫中学校区)、29A、29B、29C、29D
---	-------------------------------

(第1回) 令和5年6月21日(水) 午後1時～午後3時
テーマ:「私たちが目指す理想の地域像」 19名参加

(第2回) 令和5年7月24日(月) 午後6時～午後8時
テーマ:「地域の福祉課題を見える化する」 19名参加

(第3回) 令和5年9月8日(金) 午後1時30分～午後3時30分
テーマ:「地区住民福祉計画プラン案の作成」 17名参加

【槻木地区】

区	13、14、15、16、17A、17B、18A、18B、19、20、21 22、23、24、25、26、27、28(船迫地区に参加)
---	---

(第1回) 令和5年6月23日(金) 午後1時30分～午後3時30分
テーマ:「私たちが目指す理想の地域像」 41名参加

(第2回) 令和5年7月19日(水) 午後6時～午後8時
テーマ:「地域の福祉課題を見える化する」 33名参加

(第3回) 令和5年9月12日(火) 午後1時30分～午後3時30分
テーマ:「地区住民福祉計画プラン案の作成」 32名参加

【代表者会議】

区	(船岡地区)(船迫地区)(槻木地区13区～18B区)(槻木地区19区～27区)の 4グループに分かれて、計画を作成しました。
---	---

※槻木地区は、懇談会を重ねていくと、町場と山間部で、地域課題が異なることが感じられたため、代表者会議では、参加者の了解を得て、槻木地区内を2つに分けることとしました。

(第1回) 令和5年9月27日(水) 午後1時30分～午後3時30分
テーマ:「地区住民福祉計画プラン案の作成」 19名参加

5. 場 所

柴田町地域福祉センター 旧まごころホーム
槻木生涯学習センター 会議室2(3F)

6. 参加対象

各支部長、民生委員、福祉推進委員、PTA(子育て世代)、育成会等(各支部3名程度)

船岡地区の住民福祉計画

船岡地区は、藩政時代に城下町として栄えた地区です。JR東北本線「船岡駅」、阿武隈急行「東船岡駅」があり、船岡城址公園と白石川堤の一目千本桜等が観光資源となっています。また、地区内に仙台大学、陸上自衛隊船岡駐屯地等があります。

船岡地区がこんな地域だったらいいなあ

- 若い方も地区の行事や役員になってもらえる
- 人とのつながりを大切にできる地域
- 年をとっても地域で生活できるといい
- 寄り合い（交流の場）を大切にする地区
- お互いに声をかけあう地域
- 助けあいができる地域
- 空き家、空き地がない地域
- 防災のためのご近所づきあいがある
- こどもからシニアまでみんなが気軽に集える場がほしい

船岡地区住民の声や思い

- 地区内のつながりがない
- 近所付き合いが減ってきている
- まつりやイベントの減少
- 地区内で若い方々とのコミュニケーションが少ない
- 行事をしても参加が少ない

- 高齢になり通院や買物が大変になってきた
- 近くに商店が無くなった。歩いていけない
- 高齢者世帯や一人暮らしが増えてきた
- 8050世帯が目立つ
- 老々介護の増加



- 年金の支給開始年齢が上がって、定年年齢も上がり働いている人が多くて、リーダーになる人がいない。役員が高齢化している

- 子どもの交流が少ない
- 母子家庭が増加している
- ヤングケアラー自体、自分に気づいていない
- 引きこもりの実態が見えてこない

- 認知症の方に対する家族の理解が足りない

目標1：世代間の交流 みんながつながる場所づくり

世代間の交流ができる場づくりを行おう

- ・地区のまつりの活性化
- ・空き農地の活用

目標2：支え合い、助けあいがある地域

一人暮らし高齢者をはじめとした災害時要援護者の把握に努め、日頃から交流を持つようにしよう

- ・高齢者がいつまでも元気で過ごせるように
- ・あいさつが交わせる地域
- ・地域の様々な情報を共有できるしくみづくり
- ・災害時の連絡体制の強化



目標3：地域活動の担い手をつくろう！（人材資源の発掘）

地域の課題や現状について意見交換の場を設け、情報提供を行い担い手の育成を行おう

- ・住民にそれぞれの役割を持ってもらう
- ・得意分野の活用



船岡地区の状況

No	区 分	R 5年3月31日 (船岡地区1区~9B区、11A~12B区、30区)	H31年3月31日 (船岡地区1区~9B区、11A~12B区、30区)
1	人口（男性）	8,725	8,891
	人口（女性）	8,754	8,828
	人口（計）	17,479	17,719
2	世帯数	7,655	7,399
3	1世帯当たりの人数	2.28	2.39
4	高齢者数（65歳以上）	4,855	4,782
5	高齢化率（65歳以上人口／人口）%	27.8	27.0
6	14歳以下人口数	2,085	2,273
7	少子化率（14歳以下人口／人口）%	11.9	12.8
8	保育所入所数 船岡保育所	168	174
9	小学校児童数 船岡小学校	505	571
10	小学校児童数 東船岡小学校	244	323
11	小学校児童数 西住小学校	124	109
12	中学校生徒数 船岡中学校	444	425

船迫地区の住民福祉計画

船迫地区は、古くから交通の要衝として発達し、奥州街道の宿場町として栄えました。昭和50年代に新たな団地開発が行われ、国道4号バイパス沿いには、多くの商業施設が立ち並びます。地区内には、柴田高等学校、太陽の村等があります。

船迫地区がこんな地域だったらいいなあ

- 誰とでもあいさつできる
- 気軽にお茶のみができる地域
- 高齢者の送迎の手段に困らない
- 子ども達が元気で明るく活動できる
- 隣近所でお茶のみができる
- 全世代、色々な人がイベントに参加できる地域
- みんなが集まって話せる場所がある
- 高齢者や一人暮らしの方の見守りをしたり話を聞いてあげられる
- ゴミ出しのルールが守られる地域

船迫地区住民の声や思い

- 一人暮らし高齢者の安否確認
- 8050問題（地域づきあいがない）
- 高齢になり通院や買物が困難
- 老々介護世帯の増加

- 地域活動の担い手がない
- イベントの協力者が集まらない
- 役員のなり手が少ない

- あいさつがしにくい
- 地域のコミュニケーションが取れない
- 高齢者と若い人の交流がほしい
- ご近所づきあいが上手くいかない（少ない）

- 空き家問題



目標1：人と人とのつながりを広げる！

誰もが交流の場に参加できるように開催方法を工夫しよう

- ・気軽に集まれる機会をつくろう、増やそう
- ・世代間の交流を図れる行事を増やそう



目標2：みんなで長～く元気に暮らせる地域

いこいの日事業、サークル活動などの交流の場で健康体操、講話等を取り入れよう

- ・町の健康講座を活用しよう

目標3：住民同士が支え合える地域

地域の各種団体・機関とのネットワークを図り、見守りや声かけ、安否確認等を行おう

- ・民生委員と協力した見守り体制づくり
- ・高齢者が集まる所で情報提供をしよう



船迫地区の状況

No	区 分	R 5年3月31日	H31年3月31日
		(船迫地区10区、28区、29A区～29D区)	(船迫地区10区、28区、29A区～29D区)
1	人口（男性）	3,946	4,100
	人口（女性）	4,206	4,372
	人口（計）	8,152	8,472
2	世帯数	3,710	3,563
3	1世帯当たりの人数	2.20	2.38
4	高齢者数（65歳以上）	2,984	2,732
5	高齢化率（65歳以上人口／人口）%	36.6	32.2
6	14歳以下人口数	811	935
7	少子化率（14歳以下人口／人口）%	9.9	11.0
8	保育所入所数 西船迫保育所	105	115
9	小学校児童数 船迫小学校	346	366
10	中学校生徒数 船迫中学校	202	194

槻木地区（13区～18B区）の住民福祉計画

この地区（13区～18B区）は、槻木地区のおおむね南東部にあたります。奥州街道の宿場町として栄えた地区です。また、藩政時代には、仙台藩直轄の穀倉地帯でもありました。JR東北本線の「槻木駅」は、阿武隈急行の発着駅でもあります。平地が広がり、駅の東側を中心に商店住宅地が発展しましたが、近年は西側にも宅地開発が進んでいます。

槻木地区（13区～18B区）がこんな地域だったらいいなあ

- 気軽にあいさつができる
- 子どもから高齢者まで集まる場がある
- みんなで見守りのできる地域
- 地区行事への積極的な参加がある
- 交通の利便性がある地域
- 近所同士気軽に話し合える
- 地域行事に老若男女問わずに参加できる
- 若者が増える地域
- 空き家がなくなる

槻木地区住民の声や思い

- 地域の役員が高齢になっているが、担い手がいない

- 子どもの親同士のつながりが無い

- 隣近所との話ができなくなった。住民同士のつながり・交流が少ない
- 若者が地域に関わらない
- 8050問題（近所づきあいが無い）
- 地域の世代間交流がない
- 地域行事を（コロナ禍などの理由により）開催できていない



- 空き家が目立つ

- 高齢者の一人暮らしが心配
- 近くにスーパーがなく、買い物に大変な人がいる
- 買い物・通院などが不便（足が無い）
- ゴミ出しが大変

目標1：次世代の育成

子どもから高齢者まで幅広い世代が参加できる地域活動を実施しよう

- ・子どもを中心とした行事、イベントの開催（親世代を巻き込む）
- ・世代間の交流を図れる行事の実施
- ・気軽にできるイベントの開催



目標2：つながり・支え合い

地区内住民が一体となり、支援を必要な人のネットワークをつくろう

- ・区の役員、ボランティア、民生委員と（支援を必要な方などの）情報共有
- ・いこいの日などのボランティアから（支援を必要な方など）の情報共有
- ・小さい単位での地域ボランティアの活用（お互い様、お節介）
- ・民生委員のサポートがあるとよい

目標3：安心して暮らせる地域づくり

一人暮らし高齢者など、生活の中で支援を要する人を地域で見守り、支える体制づくりを行おう

- ・気軽に声がけ
- ・明るくあいさつ
- ・住民同士の日常的な見守り・声がけ
- ・井戸端会議の中から地域の情報を得て共有



槻木地区（13区～18B区）の状況

No	区 分	R 5年3月31日 (槻木地区13区～18B区)	H31年3月31日 (槻木地区13区～18B区)
1	人口（男性）	4,626	4,701
	人口（女性）	4,639	4,764
	人口（計）	9,265	9,465
2	世帯数	3,984	3,851
3	1世帯当たりの人数	2.33	2.46
4	高齢者数（65歳以上）	2,789	2,759
5	高齢化率（65歳以上人口／人口）%	30.1	29.1
6	14歳以下人口数	1,060	1,151
7	少子化率（14歳以下人口／人口）%	11.4	12.2
8	保育所入所数 槻木保育所	109	118
9	小学校児童数 槻木小学校	452	507
10	小学校児童数 柴田小学校	46	41
11	中学校生徒数 槻木中学校	266	278

槻木地区（19区～27区）の住民福祉計画

この地区（19区～27区）は、槻木地区のおおむね北西部にあたります。米作りや養蚕が盛んに行われた農業が盛んな地区でした。地区の北西部には200m以上の山が点在し、自然環境が豊かです。また、国指定天然記念物「雨乞のイチョウ」ほか、歴史的文化財も数多くある地区です。

槻木地区（19区～27区）がこんな地域だったらいいなあ

- 空き家が無くなる
- 若い世代が多い
- 子どもが多い地域
- 三世代が暮らす地域
- 買い物が楽に行ける地域
- 自給自足ができる地域
- 縄文時代の暮らしができる
- どの世帯にも後継者がいる
- 災害が無い地域
- 自分が生まれ育った頃の地域
- 世代すべて参加できる行事がある

槻木地区住民の声や思い

- 一人暮らし高齢者世帯が多い
- 高齢者が家に閉じこもってしまう。声がけしにくくなる
- 高齢夫婦だけの暮らしが多い
- 若い世代との交流が無い



- 若い世代、子どもが少ない
- 地区外に出ていく人が多い
- 農業後継者不足
- 消防団員の減少

- 地域の行事を先頭になって行う人がいない
- 祭りを復活できない
- 交流の場がない
- 互助会がなくなった
- ボランティアをする余裕がない

- 買い物や通院が大変（交通手段がない）

目標1：「おたがいさま」を気軽に言える元気な地区に

日頃からの住民同士の交流機会を充実させよう

- ・ 隣近所同士の気配り
- ・ 困っていることを気軽に声を出せる関係づくり



目標2：安心・安全に暮らせる地域づくり

地域の現状・課題を整理し、情報共有しながら課題解決に向けた対応策を検討しよう

- ・ 足が心配ない地域（地区独自の交通システムの確立）
- ・ 生きがいの場の継続（直売所等）
- ・ 交流人口を増やす機会を作る
- ・ 自主防災組織活動の充実（警戒避難体制の構築）

目標3：福祉環境の整った地域づくり

相談窓口や制度等の理解を深めるため、地域向け学習会や説明会を企画し福祉教育の推進をしよう

- ・ 相談窓口の周知・充実
- ・ 福祉情報（サービス・制度・施設等）の発信と共有
- ・ 出前講座の活用



槻木地区（19区～27区）の状況

No	区分	R5年3月31日 (槻木地区19区～27区)	H31年3月31日 (槻木地区19区～27区)
1	人口（男性）	869	920
	人口（女性）	838	911
	人口（計）	1,707	1,831
2	世帯数	702	695
3	1世帯当たりの人数	2.43	2.63
4	高齢者数（65歳以上）	787	757
5	高齢化率（65歳以上人口／人口）%	46.1	41.3
6	14歳以下人口数	122	136
7	少子化率（14歳以下人口／人口）%	7.1	7.4
8	保育所入所数 槻木保育所	109	118
9	小学校児童数 槻木小学校	452	507
10	小学校児童数 柴田小学校	46	41
11	中学校生徒数 槻木中学校	266	278

第3章 第4次地域福祉活動推進計画の施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	取り組み	
温故知新	1. 学びあおう (福祉教育・ボランティア学習)	1. 福祉アクセシビリティの向上	1. 福祉広報の充実 P23 2. 生活支援の見える化の推進 P24 3. 地域とつながるための介護予防・福祉サービスの情報発信 P25	
		2. 福祉教育・ボランティア学習の充実・強化	4. 福祉教育、ボランティア学習の推進 P26	
		3. 地域福祉を担う人材の育成、研修の充実	5. 福祉活動にかかわる人たちを育てよう P27 6. 住民力を高めるリーダーシップ (新規) P28	
		2. つくろう (活動・しくみ)	4. 生活課題・情報共有の場づくり	7. 小地域ネットワークと地域(区)組織づくりの強化 (新規) P29
		3. つながろう (協働・参画)	5. 人と人がつながる居場所・参加交流の充実	8. ゆるやかな居場所 P30 9. 多世代交流 P31
			6. 地域資源の発掘・利活用の推進	10. 企業団体等の社会貢献活動 P32
	7. ボランティア人材の育成		11. 支えあいでボランティア活動推進 P33	
	8. 災害に強いまちづくりに向けた災害体制整備		12. 防災学習と防災意識の推進 P34 13. 災害ボランティア研修と運営 P35	
			9. 包括的な支援体制に向けた強化	14. 多機関協働に向けた取り組み (新規) P36
	4. 支えあおう (相談・支援)	10. 権利擁護の推進	15. 権利擁護の推進 P37	
		11. 認知症の方や障がいのある方、身寄りのない方達の見守り	16. 見守り支援をチームで強化・ネットワークづくり P38 17. 認知症理解に向けた普及・啓発 P39	
			12. 複合的課題に対する相談支援の強化	18. 課題解決と伴走型支援に向けた仕組みづくり P40
		13. 顔の見える関係づくりと地域課題の共有	19. 多職種による医療・介護・福祉・地域ネットワークの充実 P41	

□ (網掛け部分) は、地域福祉懇談会(住民座談会)の中で出た意見を元に、新規事業として社協が(仮称)地区共生会議と連携・協力し取り組む事業です。

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 1

学びあおう（福祉教育・ボランティア学習）

基本施策1：福祉アクセシビリティの向上

〈方針〉(1)

- 1 様々な媒体を活用した情報発信
- 2 伝わりやすさに配慮した情報提供

〈取り組み〉

1 福祉広報の充実

〈具体的な事業〉

- 1 社協だよりの発行、ホームページ等の活用
- 2 福祉まつりの開催
- 3 福祉大会の開催

※アクセシビリティ（accessibility）とは、「近づきやすさ」「接近できること」と訳される英単語で、転じて情報やサービスなどがどれくらい利用しやすいか、とくに障がい者や高齢者などが不自由なく利用可能かどうかの度合いを示すもの。どんな人でも使えるよう意識する、使いやすいように工夫するという意味。



福祉まつり

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 1

学びあおう（福祉教育・ボランティア学習）

基本施策1：福祉アクセシビリティの向上

〈方針〉（2）

- 1 それぞれの社会資源が有している長所を活かして、在宅生活を支援するために、生活支援の見える化を推進します。
- 2 地域における支え合い活動や助け合い活動を実践している方々の活動を支援します。

〈取り組み〉

2 生活支援の見える化の推進

〈具体的な事業〉

- 1 生活支援の情報把握と冊子の作成
- 2 福祉実践者等との情報交換会や研修会の開催

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 1

学びあおう（福祉教育・ボランティア学習）

基本施策1：福祉アクセシビリティの向上

〈方針〉(3)

- 1 地域資源を上手く活用し、元気で支えあうためにいろいろな通いの場につなげます。「地域でつながる」ことを支援する取り組みを推進していきます。
- 2 介護予防に関する普及啓発についての情報発信を強化します。
- 3 元気な時から切れ目のない介護予防の継続を図ります。

〈取り組み〉

3 地域とつながるための介護予防・福祉サービスの情報発信

〈具体的な事業〉

- 1 高齢者に地域の通いの場を知ってもらい、通いの場につなげていきます
- 2 社会参加につながる効果的な介護予防の情報の発信や共有を図ります
- 3 現役世代にも、介護予防の情報を提供し、地域の担い手を育成します

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 1

学びあおう（福祉教育・ボランティア学習）

基本施策2：福祉教育・ボランティア学習の充実・強化

〈方針〉

- 1 各学校、福祉施設や地域と連携を図り、新しい取り組みを考えていきます。
- 2 各学校の先生方と協議し、実現可能な内容を提示します。子どもに何を伝えたいか、福祉について何を学んでほしいかを確認し、意向に沿った内容を実施していきます。
- 3 保護者や幼稚園・保育所の先生方と一緒に幼児期から福祉に対して興味をもってもらえるような内容についての考えを提案していきます。

〈取り組み〉

4 福祉教育、ボランティア学習の推進

〈具体的な事業〉

- 1 新しい福祉教育プログラムの検討
- 2 年齢に合わせた福祉教育の実施
- 3 幼児向け福祉学習プログラムの実施
- 4 町内の全小中学校での福祉教育の実施



夏休み福祉体験教室

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 1

学びあおう（福祉教育・ボランティア学習）

基本施策3：地域福祉を担う人材の育成、研修の充実

〈方針〉(1)

地域で自主的に多様な活動を行う人材や福祉施設等で福祉事業に携わる人材の育成を図るために

- 1 いこいの日や社協支部、民生委員・児童委員協議会などそれらを通じて小地域での活動支援を行います。
- 2 幅広い世代のニーズにあった居場所づくりなどの活動の後方支援を行います

〈取り組み〉

- 5 福祉活動にかかわる人たちを育てよう

〈具体的な事業〉

- 1 地域共生社会（支え合い）研修の開催



地域支え合い推進研修会

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 1

学びあおう（福祉教育・ボランティア学習）

基本施策3：地域福祉を担う人材の育成、研修の充実

〈方針〉（2）

- 1 住民力を高めるリーダーシップの育成を図ります。
- 2 それぞれの地域の特性に合う地域福祉活動の取り組みを進め、自分たちの住むまちを意識し、住民の主体的な参画と協働による持続可能なまちづくりを進めます。

〈取り組み〉

6 住民力を高めるリーダーシップ（新規）

〈具体的な事業〉

- 1 地域課題を共有化し、地域住民にできることを探るためのリーダー育成を目指す
- 2 支部長会議での（仮称）地区共生会議の組織化づくり
- 3 支部長研修会でのリーダー研修会の開催
- 4 支部交付金を活用した地域福祉活動の取組み支援

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 2

つくろう（活動・しくみ）

基本施策4：生活課題・情報共有の場づくり

〈方針〉

- 1 住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援します。
- 2 社協支部と連携・協働しながら、地域生活課題への対応を図っていきます。
- 3 地域のつながりの再構築に取り組みます。
- 4 包括的支援体制における、ひとり一人を支える福祉サービスの提供と地域づくりに取り組みます。

〈取り組み〉

7 小地域ネットワークと地域（区）組織づくりの強化（新規）

〈具体的な事業〉

- 1 （仮称）地区共生会議の組織化、開催
- 2 中学校区毎に職員の配置（地区担当制）をし、地域住民の生活課題を把握したり、情報共有の場づくりを行う。

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標3

つながろう（協働・参画）

基本施策5：人と人がつながる居場所・参加交流の充実

〈方針〉（1）

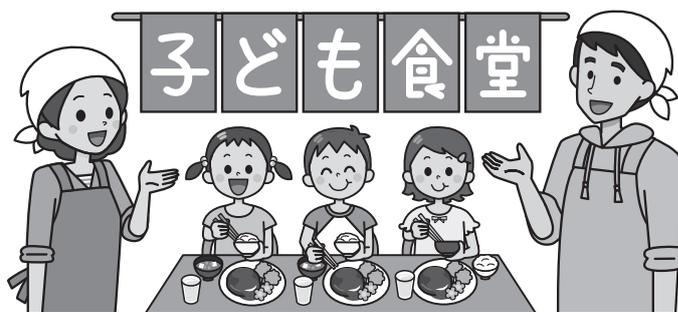
- 1 こども食堂などを通じて、地域全体で様々な世帯が抱える「困りごと」を理解し、住民が互いに支え合える地域づくりを目指します。
- 2 世代を超えて子どもから大人までが交流できる地域の居場所をつくります。
- 3 地域における様々な社会資源とつながり、連携・協働の基盤づくりを推進します。
- 4 必要な支援や制度等につなげるため専門機関、専門職を含めたネットワーク構築を目指し、早期的な支援に努めます。

〈取り組み〉

8 ゆるやかな居場所

〈具体的な事業〉

- 1 こども食堂
- 2 柴田町地域活動支援センターもみのき
- 3 柴田町地域活動支援センターしらさぎ



第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 3

つながろう（協働・参画）

基本施策5：人と人がつながる居場所・参加交流の充実

〈方針〉（2）

- 1 身近な居場所づくりに向けたワークショップ等を開催していきます。
- 2 参加者が役割をもって参画する場づくりを提供します。
- 3 多世代交流によって新たなつながりをつくります。

〈取り組み〉

9 多世代交流

〈具体的な事業〉

- 1 「いこいの日」促進事業
- 2 ひとり暮らし高齢者の集い
- 3 子育てサロン
- 4 「ごちゃまぜ」共生型ワンダーランド
- 5 地域交流サロンコンサート



いこいの日促進事業研修会

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 3

つながろう（協働・参画）

基本施策6：地域資源の発掘・利活用の推進

〈方針〉

- 1 関係機関と連携し、住民とボランティア活動をつなぐ中間支援の役割を担います。
- 2 社会資源としての企業団体等の社会貢献の取り組みを促進し、地域と結びつききっかけをつくります。
- 3 地産地消の推進を図るとともに、生産者と消費者との交流を促進します。

〈取り組み〉

10 企業団体等の社会貢献活動

〈具体的な事業〉

- 1 産直市場
- 2 福祉団体助成
- 3 福祉団体事務局

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 3

つながろう（協働・参画）

基本施策7：ボランティア人材の育成

〈方針〉

- 1 ボランティア活動者、各関係機関との連携を図り、より多くの住民にボランティア活動に関する情報を提供します。
- 2 年齢や障がいの有無に関わらず参加できるボランティア活動を推進し、地域住民のボランティアへの意欲を高めます。

〈取り組み〉

11 支え合いでボランティア活動推進

〈具体的な事業〉

- 1 ボランティア活動に関する情報共有、提供の推進
- 2 地域共生社会を目指したボランティア活動の場づくり
- 3 ボランティア養成講座の実施



子育てサロンきらら

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 3

つながろう（協働・参画）

基本施策8：災害に強いまちづくりに向けた災害体制整備

〈方針〉（1）

- 1 各学校や行政区と連携を図り、防災学習への取り組みを支援していきます。
- 2 子どものころから防災について考えることができる機会を持てるように小中学校と連携を図ります。
- 3 防災学習の出前講座に対応する福祉・防災サポーターの増員を進めます。

〈取り組み〉

12 防災学習と防災意識の推進

〈具体的な事業〉

- 1 防災学習の推進
- 2 防災意識の啓発
- 3 福祉・防災サポーターの養成、防災士との連携

※福祉防災サポーター…学校の授業や社会福祉協議会の講座など、地域での福祉学習の場に参加し、防災学習や車椅子体験等の実技指導の支援をするボランティアのこと

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 3

つながろう（協働・参画）

基本施策8：災害に強いまちづくりに向けた災害体制整備

〈方針〉（2）

- 1 災害に強いまちづくりを目指し、社協支部長、民生委員児童委員を中心として大規模災害に備える研修会を定期的を実施します。
- 2 今後、起こりうる災害に備えて新たに災害ボランティアコーディネーターの養成を行っていきます。

〈取り組み〉

13 災害ボランティア研修と運営

〈具体的な事業〉

- 1 大規模災害に備える研修会の開催
- 2 災害ボランティアコーディネーターの養成
- 3 防災出前講座の実施



大規模災害に備える研修会

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 4

支えあおう（相談・支援）

基本施策9：包括的な支援体制に向けた強化

〈方針〉

- 1 地域生活課題に早期発見、早期対応できるよう地域福祉活動を充実します。また、住民だけで解決できない問題は専門職につなぐ仕組みづくりを行います。
- 2 中学校区毎に職員の配置(地区担当制)により、地域住民の地域生活課題を把握し、生活のしづらさを抱えている人の相談に向かって話し合い、地域を巻き込み、住民を組織化して資源を開発します。
- 3 地域のインフォーマルなサービスの提供や資源発掘、開発などにも視野に入れた「個別支援と地域づくり」を一体的に取り組みます。

〈取り組み〉

14 多機関協働に向けた取り組み（新規）

〈具体的な事業〉

- 1 ふれあい福祉センターの開設
(生活相談所と多職種連携による総合相談支援体制づくり)
- 2 中学校区毎の職員の配置(地区担当制)の導入
- 3 コミュニティソーシャルワーク研修会の受講による人材育成

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 4

支えあおう（相談・支援）

基本施策 10：権利擁護の推進

〈方針〉

- 1 住民自身が権利を守るための知識や情報について、広報やチラシ、出前講座、講演会等を通して伝えます。
- 2 気になることがあった時に、相談できる相手や窓口を地域住民にわかり易くします。
- 3 権利侵害を未然に防げるよう関係機関や地域との連携を強化します。

〈取り組み〉

15 権利擁護の推進

〈具体的な事業〉

- 1 出前講座等での権利擁護の意識啓発
- 2 ケアネットワークチラシ等を活用した情報提供
- 3 相談窓口の明確化
- 4 福祉関係機関との連携（未然に防ぐために）
- 5 日常生活自立支援事業（まもりーぶ事業）

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 4

支えあおう（相談・支援）

基本施策 11：認知症の方や障がいのある方、身寄りのない方達の見守り

〈方針〉（1）

- 1 行政・地域包括支援センター、介護・福祉サービス事業所、各種職能団体、民生委員等、相談内容に応じて、関係機関と連携を取り、課題解決に努めます。
- 2 意思決定や判断能力に関する課題を理解し、関係機関と連携しながら、困りごとのある方に伴走しながら課題解決に努めます。
- 3 困難をかかえる方の早期発見・早期対応の必要性について、地域住民への情報提供に努めます。

〈取り組み〉

16 見守り支援をチームで強化・ネットワークづくり

〈具体的な事業〉

- 1 地域包括支援センター出前講座、講演会等の開催
- 2 福祉関係機関等と顔の見える関係を築き、多職種連携による地域での見守り体制の強化

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 4

支えあおう（相談・支援）

基本施策11：認知症の方や障がいのある方、身寄りのない方達の見守り

〈方針〉(2)

- 1 学生・企業・高齢者等、全世代を対象とした認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の普及・啓発に努めます。
- 2 養成講座受講修了者を対象にステップアップ講座を開催し、受講者をオレンジカフェや認知症関連事業で活躍できる場につなぎます。
- 3 認知症を正しく理解する事で、地域での優しい見守りの目が増えるよう、認知症関連事業を推進します。

〈取り組み〉

17 認知症理解に向けた普及・啓発

〈具体的な事業〉

- 1 認知症サポーター養成講座・認知症を知る講演会の開催
- 2 出前講座での普及・啓発等
- 3 チームオレンジの育成
- 4 キャラバンメイト（指導者）のスキルアップ

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 4

支えあおう（相談・支援）

基本施策 12：複合的課題に対する相談支援の強化

〈方針〉

- 1 地域住民が相談しやすい開かれた窓口を作ります。
- 2 各種広報等の活用により、相談先の見える化を推進します。
- 3 社会福祉協議会・地域包括支援センター・行政等、各種相談機関の連携によりワンストップでの課題解決と伴走型支援を目指します。

〈取り組み〉

18 課題解決と伴走型支援に向けた仕組みづくり

〈具体的な事業〉

- 1 各種相談機関による連携
- 2 広報による窓口と支援内容の周知

第4章 第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み

基本目標 4

支えあおう（相談・支援）

基本施策13：顔の見える関係づくりと地域課題の共有

〈方針〉

- 1 高齢者を取り巻く、医療・介護・福祉・地域のネットワークを構築し、顔の見える関係づくりを推進していきます。
- 2 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域課題を分析し役立てます。
- 3 地域包括支援センターは関係機関と協働し、軽度介護者の重度化を予防するための協議の場（地域ケア個別会議）、地域の課題を協議する場（地域ケア推進会議）等を設けることで、地域を気にかかけ、地域とつながり、地域を支えるための手立てを検討します。

〈取り組み〉

19 多職種による医療・介護・福祉・地域ネットワークの充実

〈具体的な事業〉

- 1 地域包括ケアネットワーク連絡会、各種研修会等の開催
- 2 出前講座の開催
- 3 地域ケア個別会議、地域ケア推進会議の開催

第5章 基盤強化計画

柴田町の地域福祉を推進するために必要な、柴田町社会福祉協議会の基盤強化をはかる計画です。住民がすすめる活動計画である第2章「地区住民福祉計画」、そして社協が住民や様々な機関とともにすすめる第4章「第4次地域福祉活動推進計画の具体的な取り組み」、それらの計画の目標を実現するために、社協が取り組むべき組織強化の方針や具体策を定めるものです。また行政が進める「柴田町地域福祉計画」を、連携・協働する計画と位置づけ、両輪となって着実に推進することを目指します。

福祉でまちづくりを実践する組織として、その責務を果たすための計画が「基盤強化計画」です。

1 法人のガバナンス強化

- 理事会・評議員会・監事会の開催
- 評議員選任・解任委員会の開催（随時）
- 委員会部会の開催（随時）
- 県社協等主催の役員研修会への参加

2 事務局体制の強化

- 内部研修の充実
- 職員階層別研修への参加（県社協等主催の職員研修会への参加）

3 財政基盤の強化

- 自主財源の確保（社協会費・寄付金・共同募金配分金）
- 補助金・受託金の確保

4 危機管理体制の強化

- 法人経営上のリスクおよび、事故・災害等に備えたリスクマネジメント
- 苦情への適切な対応、必要な組織の配置

5 行政とのパートナーシップ

- 柴田町行政と両輪となり、パートナーシップを強化し、柴田町の地域福祉を推進します。高齢・障がい・児童・生活困窮など制度別となる行政に対し、社協は住民の地域生活支援の視点で、また制度対象者を横断的にみる地域福祉の観点から、行政と協働して課題解決に向けた取り組みをすすめます。

おわりに

第4次地域福祉活動推進計画 策定委員からのメッセージ (敬称略・順不同)

今回、宮城県社協は「地区住民福祉計画」のために開催された各地区の住民座談会に参加させていただきました。日頃、住民の方との直接的な接点の少ない私たちにとって、実りの多い学びの機会となり、大変感謝しています。

宮城県社会福祉協議会
武藤 哲哉

「地域福祉活動計画」と「地域福祉計画」が両輪となって、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域住民、地域活動団体、福祉・保健等の関係機関がそれぞれの役割を自覚し、連携・協働しながら、地域福祉を推進していきましょう。

柴田町福祉課 社会福祉班長(課長補佐)
我妻 隆史

行政関係者として参加させていただき、策定委員会での委員の皆さんの活発な話し合いや住民座談会の意見などからも、「ともに育み つながりあう 地域の輪」という基本目標の実現に向かっていく事を感じました。

柴田町健康推進課 保健指導班長
一條 恵美

各地域とも、少子高齢化や、長期間のコロナ禍による各地区の行事や、大人数での集まることの自粛で人との交流や行動力の減少を招いている人が多くなっている状況にあり、地域内で孤独、孤立者にならないよう見守りや情報収集活動を行う地域福祉活動の担い手の育成が必要と思います。

社協第17A区支部長
関 隆

最近では、行事をしても参加者が少なく、高齢者世帯や1人暮らしが増えています。地域活動の担い手を住民にそれぞれ役割を持ってもらい、支え合い、助け合い、日頃から挨拶、交流のある地域を目指したいと思います。

社協第12B区支部長
阿部 道

策定委員会に参加し、地域の課題やニーズを明確にするため、多様な立場からの意見を伺い、計画を達成するためには、地域住民や行政、福祉サービス事業者との協働が重要な事を学び、地域福祉活動推進計画は私達の未来を形作る大切なものであると感じました。

社協第29A区支部長
板橋 啓一

少子・高齢化といわれる中の民生委員・児童委員の役割は大変期待されています。誰もが住みやすい地域であるためには、気軽に相談でき、一緒に考えて安心して生活できるよう、これからも地域の一員でありたいと思います。

柴田町民生委員児童委員協議会
会長 木島 基子

福祉活動について地域の実態を把握し、ボランティア・NPOとしての取り組みや、役割りが大事であることが分かりました。今後、人材育成や居場所づくりに積極的に関わり、地域住民が元気に暮らせるように努力していきたいと思います。

柴田町ボランティア・NPO活動連絡会
副会長 小澤 久子

策定委員会を通して、住民の方々の地域に対する熱い思いを感じました。今後も現行制度だけでは自立支援が難しい方々に対して、ジェネラリストとして生活全般にわたる包括的な支援を提供していきます。

宮城県自立相談支援センター仙南事務所
所長 大宮 潤

温故知新を基本理念に掲げた第4次地域福祉活動推進計画の策定に参加させていただき、地域福祉について一段深く掘り下げる機会になりました。今回の策定内容が、地域の隅々まで浸透されます事をご祈念申し上げます。

一般社団法人 さくら青年会議所
理事長 平間 俊博

地域の共生社会の取り組みを住民主体で進めるための指針の計画作成に関わらせて頂きました。福祉関連機関として今後の協力、情報発信と共有等を行い、計画達成へ住民の方々と共に進んでいきたいと思えます。

株式会社 ピース 代表
加藤 喜久江

豊かな心と優しい地域が人と人を繋ぎ深い絆が育む柴田町!! 地域住民の方々が故郷を想う思いやりのある最高の町!! 高齢者も、障がい者も、健常者も、皆仲間!! 一人一人の夢が後世に継承されますように!!

県南生活サポートセンターアサンテ
所長 八島 哲

高齢化社会を迎え、住み慣れた場所で、一人になっても最期まで自分らしく、安心して過ごすことのできる柴田町になるように、私たち一人ひとりができることに取り組むことが大切だと思っています。できることから一つずつ進めて行きましょう。

特定非営利活動法人しばた子育て支援ゆるりん
児玉 芳江

定年退職年齢が延長され、地域を支える人も高齢化し昔のような結びつきを求めることは難しいとは思いますが、少しでも長く顔が見え、お互いに支えあえる地域活動に結び付けられるとうれしいですね。

さくら食堂
菅野 京子



▲ 第4回 策定委員会終了後、策定委員のみなさん

關係資料

福祉団体ヒアリング（地域福祉の実践紹介）

本計画を推進するために、福祉団体等との連携・協力が必要なことからヒアリングを行い、現状と課題等をまとめました。本来なら関係団体全てにヒアリングをするところですが、時間の関係もあり、分野別に事務局で選考させていただいたことをご了承下さい

柴田町民生委員児童委員協議会

「見守り」から一歩踏み込んだ先へ

団体の紹介

民生委員は地域と福祉をつなぐ、頼れるコーディネーターだ。柴田町民生委員児童委員協議会は84名の民生委員で構成され、地域に住まう独居や高齢者や母子父子世帯、不登校児のいる世帯等の相談役となり、必要に応じて福祉につなげる。地区によっては災害時ボランティアの体制構築も進んでおり、領域は福祉にとどまらない。

現状と課題

民生委員として地域の見守りをする中で、個人情報観の観点や世帯別のデリケートな事情を踏まえ、どこまで関わっていいのかわからないことも多い。具体的には「精神疾患を抱える人や身近に身寄りのない認知症の高齢者に寄り添いたい気持ちはあっても、踏み込んで良いものか葛藤がある」という。

柴田町民生委員児童委員協議会では、2023年秋から特殊詐欺防止に向けてまちづくり関係者や警察署と連携し、独居や高齢者世帯の共同巡回をスタートした。

それは、民生委員は各世帯への声かけはできても、家の電話機の設定までは踏み込めない。警察官だけで訪問するとかえって不審に思われる場合もある。そこで警察官と民生委員と一緒に巡回することで、地域住民は安心して警察官からの具体的な指導を受けられることができる。協働により民生委員が踏み込めない領域のカバーが期待される事例だ。この取り組みは2024年3月以降も継続を見込んでいる。

地域福祉活動推進計画策定 アドバイザーからのコメント

－地域福祉のキーパーソン－

地域住民に最も身近な存在として、地域の福祉問題にも詳しく、求めに応じて寄り添い良き相談先として、期待されているのが民生委員・児童委員です。

近年、期待が高まる一方で、活動の負担が大きいという声もあり、行政と社会福祉協議会が、認知度の向上や共に解決していくためのサポート体制づくりが求められています。

そのような中で、同協議会は、地域の最前線で近年増加する詐欺事件を未然に防止する防犯活動への対応を警察や行政区長とも連携しながら進めている点は、顔の見える地域づくりを進める地域福祉にとっても大きな存在です。

関連する取り組み

16 見守り支援をチームで強化・ネットワークづくり

担い手確保が子育て支援強化の鍵となる？

団体の紹介

2009年創立のNPO法人。創立時は託児や地域子育て支援事業（ひろば型）をメインに事業を展開していたが、2015年以降は船岡・槻木で保育園を運営。子育てで悩む親御さんとの対話を大切に、保護者支援に力を入れている。踏み込みすぎず、あくまでゆるやかなニュアンスでのアドバイスや支援機関紹介を心がける。

現状と課題

保護者が抱える子育ての悩みは多様だ。中でも、病児・病後児保育の悩みが多く揚がる。特に未就園児は発熱しやすく、発熱がある度に保護者は仕事を休まなくてはならず、あっという間に有給を使いきってしまう。欠勤・早退を繰り返して職場で肩身の狭い思いをしている保護者も少なくない。特に、核家族が多い槻木では、身内に頼る事もこともままならないのが現状だ。

子どもたちの健全な成長のために病児・病後児保育施設は無くてはならないものとなっているが、柴田町では、病児・病後児保育に対応できる施設・サービスは実施できていない。病児・病後児保育の場合は、経験豊かな保育士の他に、看護師の確保も必要だ。槻木駅前の空き店舗などを利用して、小児科医の協力を得ながら実施できたらいいのではないかな。

また、小規模保育では、スタッフのキャリア形成や独自の研修会を開くことは、時間的にも人的にも困難な状況にある。保育環境を整えるためにも、研修会や学習会、様々の取り組みを通して、保育スタッフや子育て支援スタッフの担い手確保を進める必要がある。

地域福祉活動推進計画策定 アドバイザーからのコメント

－誰も取り残さない子育て支援－

子育て中のお母さんが、未就学児を連れて出かけていく場所や機会は、地域にどれくらいあるだろうか。少し目を離しても、大丈夫な時間や、ちょっとした悩みごとなどを肯定的に受け止めてくれるサポート体制が身近にあることが、子育てしやすく住みやすい地域づくりにつながります。2009年のNPO法人の立ち上げから、柴田町の子育てママの応援ネットワークとして発展してきたのがゆるりんです。ゆるりに、つながることができない子育てママをどう応援するか、どのような声かけやプログラムの工夫ができるか孤立化させない取り組みを皆で考えていく必要があります。

関連する取り組み

5 福祉活動にかかわる人たちを育てよう

介護サービスと地域でスクラムを組めたら

団体の紹介

2015年より地域の在宅福祉サービス事業と介護保険制度の訪問介護・居宅介護支援事業所を開設。要介護状態の方の日常生活での支障の解消と介護保険制度の活用に向けたマネジメントを展開しつつ、地域の住民へのちょっとしたお手伝いとして自費サービスを行っています。

訪問介護（ホームヘルパー）は自宅へ訪問し一人ひとりに寄り添うサービス、居宅介護支援（ケアマネジャー）は家族を含め、本人を取り巻く状況の把握と適切なサービスの紹介や連携の架け橋となっております。在宅（自宅）での生活の維持と向上のための支援を地域と共に行っています。

現状と課題

超・超高齢者社会とも言えるような状況の今、高齢者2人世帯、単独高齢者世帯が増えています。さらに介護難民、老々介護、認認介護等の問題が発生する中、介護保険の認定を受けて介護サービスを利用されている方々にとってもサービスの縛りによる不便さや利用料の支払いや自己負担料の増加、家族介護を補うためのサービスの導入等、経済的負担も考慮すると充実したサービス提供は厳しい現実があります。

身体保清、食事・排泄介助は介護支援のプロとしてのサポートが必要な領域と考えられるが、それに付随する小さな困り事を解決するための資源が少なく、介護職員の不足の問題も続いています。

介護保険制度は3年に一度の大きな見直し、改正により変化していますが、地域の力を活性化する方法を模索しながら地域住民や地域で活動している団体や企業を動かし、行政や社会福祉法人等との連携を図りながら住みやすい町、安心できる町を作り上げていくことが大切だと考えます。

地域福祉活動推進計画策定 アドバイザーからのコメント

－単身者の生活支援サービスの充実に向けて－

高齢者世帯を取り巻く課題が、複雑化する中で、ピースが直接かかわり、その解決の難しさに直接向き合い、取り組みやサービスの必要性を把握している点は、共生社会づくりに先導的な役割を果たすことにつながります。単身者が地域で自立した暮らしを営むことは、簡単なことではありません。日常の身近なところで、支えるサポート資源が存在するかどうかが大きく左右します。それを支えるには、ピースが制度的なサービスを中心に提供し、さらに民生委員、行政区長と連携し、生活支援を持続可能な活動にしていく必要があります。今後は、社協がもつ社会資源とも、より緊密な連携を図っていく必要があると思います

関連する取り組み

2 生活支援の見える化の推進

障がい者へ、さらに寄り添うサポートを地域で

団体の紹介

アサンテでは仙南県域・2市7町の相談事業を担う。機関相談、委託相談、計画相談（ケアマネージャー）など、年間1万件ほどの相談を受けている。近年では知的障がいの方の受け皿となるグループホームの支援の他、精神障がい起因の相談も受けるようになった。委託相談では自宅清掃や通院同行など実働的な役割も担う。

現状と課題

アサンテに集まる相談は委託相談だけで年間およそ3,987件。「ひとりにしない、そばに行く」をモットーに、躓く前に対応する・まずは悩みを聞くスタンスを取っているためだ。福祉制度に関してはデメリットも説明し「便利だから」となんでも勧めることはしない。その上で相談者を適切な制度へつないだ後も見守りを続け、行政や既存の制度がフォローしきれない領域のカバーに努めている。

地域福祉の先を行くような取り組みを徹底している一方で、地域との協力体制を強化したい事例もある。医療観察法（病気が原因となる犯罪後の更生保護）絡みのケースだ。多数の機関が関わることで少ない負担での支援が見込めるものの、なかなかスポットが当たりにくい領域だ。通常は仙台保護観察所・社会復帰調整官＋行政が協働で適切なサポートを行うが、社会福祉協議会やまち全体で関われるスキームを考えていくフェーズなのかもしれない。

地域福祉活動推進計画策定 アドバイザーからのコメント

－断らない支援、伴走型支援の先駆け－

アサンテが行っているのは、いま共生社会づくりで目指す「断らない相談支援」と「伴走型支援」そのものです。伴走型支援には、専門性もさることながら、その方の人生に向き合い、寄り添う覚悟と高い専門性が求められます。アサンテは、長い時間かけて、その実践を積み重ねてきました。個別の「生きづらさ」に寄り添い、中長期的な支援が必要な方の複雑な問題解決も一緒になって考え、相談者の人生に寄り添い、つながり、つなげ、つなぎなおす支援を行っている、スペシャリスト集団です。

本活動を皆さんに知ってもらう機会を増やしていくことが必要だと思います。

関連する取り組み

9 多世代交流

できないは言わない相談支援

Column

福祉サービスは必ずしも万能ではない!!

障がいを持つ方々にとって福祉サービスに繋がることで全ての生活が快適になるというわけでは決してありません。福祉サービスだけではどうしても補うことのできない“生きづらさ”を感じている方は多いのではないのでしょうか？ その隙間を埋めることのできる関わりこそが相談支援事業の役割であり、我々相談支援専門員の強みだと思っています。

ひっそりと ただただ一日一日を精一杯に暮らす3人家族。他の家族とちょっとだけ違うところがあるとすれば、40代になる頑張りやお母さん、いつもニコニコ言葉控えめな旦那様、そしてまだあどけなさが残る10代の娘さん、家族全員が療育手帳を所持していること。お母さんは小学生の頃から特殊学級（現在の特別支援学級）に在籍し当時から からかわれたり、無視されたり、いじめられ続けてきた人生と後に自ら語っている。旦那様と共に療育手帳を取得したのはほんの数年前。生活に困窮しながらも、自らの力で“生きる”から逃げださずに仕事を転々としながらなんとか食い繋いで必死に暮らしていた。本来であれば20歳の時に障害基礎年金を申請する権利を有していたが、そんな制度を教えてくれる人は周りには誰もいないまま20年以上が過ぎていた。そんな時、更なる試練が立ちはだかった、旦那様の認知症、そして自身の離職。ここでようやく我々アサnte（相談機関）につながりお付き合いが始まった。生活状況から大急ぎでご夫婦の障害基礎年金申請の書類作成と精神科受診の手配や同行、そして就労支援を活用し障がいに配慮した働きやすい仕事のご紹介、就職とこれまでの長年のご苦勞を一気に取り返すかのように伴走にも力が入った。

まずは足の踏み場もなく家の外まで物が溢れかえっている状況の改善、このままではヘルパーさんにも入ってもらえない!! アサnte相談員一同頭にタオルを巻いて軍手を装着、トラック数台分の過去の思い出と現実の収納量を一緒に検討。総勢8名でまる一日がかりの大掃除。これでヘルパーさんのサービス提供により苦手なゴミの分別処理も完璧!! これまでの暮らしより生活の質が格段に上がったと胸をなでおろしていたのも束の間…。

「仕事から帰ってきたら、うちのゴミじゃない分別されていないゴミが入った袋がウチの家に置かれていたの。」張り詰めていた何かが弾けてしまったようにすすり泣くお母さんからの電話。すぐに駆け付け誰の物かもわからないゴミ袋の中身を確認する。明らかにこのご家族が出したゴミ（ヘルパーさんが仕分けして出している）ではない。ペットボトル、弁当が入っていたであろうプラスチック容器、お菓子の食べかすや、使用済みのティッシュ…。心の底から込み上げてくる虚しさ、悔しさ、怒りすらが込み上げてきたのを今でも覚えている。誰が出した物かもわからないゴミを涙をこらえながらお母さんと一緒に分別し少ない工賃からやっと購入しいつもは節約しながら毎回ギューギューになるまで詰め込んで使っている大切なゴミ袋…。新しいゴミ袋に寂しさと一緒に入れなおす。「近くのゴミ捨て場からたまたま

飛ばされてきたのかもしれないね…。』と無理やりお互いの心に言い聞かせようとするが会話が續かない。「どうせ分別しないで出すのはウチだって決めつけられてるんだよね。聞いてももらえないでゴミを置いて行かれて悲しい…。』

またある日には、一人で留守番をしていた娘さんのもとに近所の方々が血相を変えやってくる、「ゴミが飛んできて迷惑だ。」と一方的に告げられた。仕事から帰宅し娘から話を聞き訳も分からずパニックになってしまった時に「困ったことがあったらなんでも相談して」との言葉を思い出しすぐにアサンテに電話を掛けてきてくれた。

もともと近所の人に挨拶しても無視されてしまうなど近所付き合いが良いとは言えない状況であることはこれまでの話で推測はついていたが、「一人では怖くて謝りにも行けないから一緒に行ってほしい。」という勇気を振り絞った意思を話してくれた。

善は急げ!! すぐに一緒に謝りに行く。相談員に助けを求める眼差しを送りながら恐る恐る「すいませんでした。今度からはゴミ…飛ばないようにちゃんとします。」すると怒るところかどこかホッとした表情で「火事など出されたら困ると思ってました。福祉の方がついているんですね、それを聞いて安心しました。」の言葉に一安心。

地域ではお互いに“知らないから不安になる”し、“知ることで安心に繋がる”そんなちょっとした行き違いで生きづらさを感じている人達が数えきれないほど生活しているのが現実。

これまでも、そしてこれからもこのご家族は「地域で暮らし続けたい」という思いは決してかわらないでしょう。たまたま障がいを持って生活している方が誰と出会うか、一歩を踏み出す勇気が湧いてくるような言葉を掛けてくれる人が身近にいるか、サービスだけでは埋めることのできない暮らしの不安を一緒に悩み、一緒に前へ進みましょう!!

我々相談支援専門員は『できないは言わない』を合言葉に、一人一人の暮らしに合わせた相談支援を続けていきます。

県南生活サポートセンターアサンテ
主任相談支援専門員 日下 みどり

「生きやすさ」というニーズに応じていくために

団体の紹介

宮城県自立相談支援センターでは、宮城県内 21 町村にお住まいの方（生活保護受給者を除く）を対象に、健康、障がい、高齢、債務、仕事、住まい、家計、家族、人間関係、DV、ひきこもりなど、複雑で多様化している生活全般のさまざまな悩みや不安について相談を受け、従来の縦割りではない横断的な支援を行っている。仙南事務所では、主に刈田郡、柴田郡、伊具郡、亶理郡の 9 町にお住いの方からの相談を受け、課題をひとつひとつ整理し、一人ひとりに合った支援プランを考え、相談者の 1 年後、3 年後、5 年後を思いながら、プランに基づく伴走型支援で生活自立・社会自立・就労自立をサポートしている。

現状と課題

仙南事務所では、相談支援、就労支援、就労準備支援、また、関係団体と連携して一時生活支援、家計改善支援など、包括的に支援を実施している。特に近年は経済的な問題に加え、社会的孤立など、さまざまな社会的要因が複雑に絡み合って困窮状態に陥っている方々からの相談が多い。なかでも、既に支援機関とつながってはいるものの、これまでの特定の対象者や分野ごとに展開されてきた福祉制度だけでは対応しきれない「生きやすくなりた」というニーズを抱えた障がい者や、メンタルヘル스에課題を抱えた方々からの相談が増えている。

弊センターでは、暮らしに困っている方々の尊厳を守り、その意思を尊重しながら、地域社会の中で生活を立て直して一歩ずつ自立していけるように、一人ひとりに寄り添った支援を行っている。特に、支援の出口として、生活の基盤である「住まい（住まい方、住み続けること）」と「就労（働き方、働き続けること）」に力を入れて支援をしている。また、来所が難しい方についてはアウトリーチを行い、支援を必要としている方に、必要な支援を届けている。

経済的あるいは社会的な要因により生活に困窮している方々の抱える課題は、今後ますます複雑化・多様化してくる。暮らしに困っている方々が抱えている「生きやすさ」というニーズにどう応えていくかが問われている。

地域福祉活動推進計画策定 アドバイザーからのコメント

－生活福祉資金の貸し付け事業との連携を目指す－

柴田町社協は、生活福祉資金の貸し付け事業を行っています。相談者の貸付相談から見えてくる自立支援に向けての課題は、所得の課題に留まらず、就労の問題や本人を取り巻くサポート資源が不足している状況など、多岐にわたる場合が少なくありません。相談者の地域での自立生活を支援していくためには、社会福祉協議会の窓口が、第一次的な相談支援の役割を担い、宮城県自立相談支援センター仙南事務所との緊密な連携のもと、社会福祉協議会が持つフードバンクなどの資源やネットワークを利活用しながら地域とも連携し、伴走していく仕組みづくりが求められます。

関連する取り組み

18 課題解決と伴走型支援に向けた仕組みづくり

障がい者就労の「やりがい」と潜む葛藤

団体の紹介

ドリームは福祉用具（後期高齢者の使う車椅子やマットレス、レンタルで認められているアイテム）やりネンを扱うクリーニング業者。東北で唯一導入している特殊なマットレスのクリーニング技術が自慢で、ハリのある仕上がりは逸品。近年は障がい者雇用を積極的に行い、岩沼・名取・角田などの支援学校からも受け入れている。

現状と課題

障がい者雇用で働く社員たちは「仕事は楽しい」と話す。マットレスの梱包や洗浄、車椅子の運搬など一通りこなせるようになった社員や、機械修理のセンスを活かす社員もいる。実際に離職率は低く、勤続年数が20年を超える社員も少なくない。自身の得意分野を活かせる場面が多い上、働きを認めてもらえる現場はやりがいがあるという。自立した生活を送れるよう訓練を兼ねて、会社の近くでルームシェアをする社員もいる。

やりがいのある仕事と自立に向けた暮らしを送れている一方、収入の使途が限られることでモヤモヤを抱えるパターンもあるようだ。手に職をつけて働いているのに、障がい者年金を受給している立場のため、ちょっとした贅沢や家族への仕送りが簡単にできないことに葛藤を覚えてしまう。補佐人との面会頻度も半年に一度。就労後、やりがい・達成感の先にある課題からも、目をそらすことはできないのではないだろうか。

地域福祉活動推進計画策定 アドバイザーからのコメント

－就労を通して自己実現を支援する－

障害など「生きづらさ」を抱える方々が、就労を通して地域社会に参加する多様な機会の創出が求められる中で、自分の能力や強みを生かして働くことができているのがドリームの就労実践です。近接した地域に居住しながら、日常生活では、余暇活動の充実、意思決定支援をアシストする役割が必要になります。共生社会づくりを進めて行くためには、障がい者の方が、地域で労働し、生活している様子を、地域の皆さんにも知ってもらい、地域活動の担い手にもなるような機会の創出をみんなで考えていくことが必要になると思います。

柴田町社会福祉協議会地域福祉活動推進計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 この要綱は、地域福祉活動推進計画（以下「活動計画」という。）策定について、活動推進計画の策定を行うため、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）に地域福祉活動推進計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 柴田町社会福祉協議会地域福祉活動推進計画の策定・推進に関すること
- (2) その他、地域福祉活動の推進に必要と認められる事項に関すること

(組 織)

第3条 委員会は、15名以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 行政関係者
 - (3) 支部社会福祉協議会地区支部の代表者
 - (4) 関係団体の代表者
 - (5) 社会福祉事業を行う者
 - (6) その他
- 2 策定委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。
 - 4 委員長は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、策定委員会に専門委員を置くことができる。

(任 期)

第4条 策定委員の任期は、委嘱日から活動計画の作成をもって終了する。

- 2 欠員によって就任した策定委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会 議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長が必要と認めるときは、策定委員以外の者に会議に出席を求めることができる。

(費用弁償)

第6条 策定委員には費用弁償として、別に定める規定により支給する。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、町社協において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

柴田町社会福祉協議会 第4次地域福祉活動推進計画策定委員会委員

(順不同・敬称略)

No.	氏名	所属・役職	要綱第3条関係
1	◎森 明人	学識経験者 東北福祉大学 総合マネジメント学部 准教授	(1)
2	武藤 哲哉	学識経験者 宮城県社会福祉協議会 地域福祉部共生社会推進課長 兼みやぎボランティア総合センター所長	(1)
3	我妻 隆史	行政関係者 柴田町福祉課 社会福祉班長(課長補佐)	(2)
4	一條 恵美	行政関係者 柴田町健康推進課 保健指導班長(技術補佐)	(2)
5	○関 隆	柴田町社会福祉協議会地区支部長の代表者 社協第17A区支部長(区長会々長)	(3)
6	阿部 道	柴田町社会福祉協議会地区支部長の代表者 社協第12B区支部長(区長会副会長)	(3)
7	板橋 啓一	柴田町社会福祉協議会地区支部長の代表者 社協第29A区支部長(区長会副会長)	(3)
8	木島 基子	関係団体の代表者 柴田町民生委員児童委員協議会 会長	(4)
9	小澤 久子	関係団体の代表者 柴田町ボランティア・NPO活動連絡会 副会長	(4)
10	大宮 潤	関係団体の代表者 宮城県自立相談支援センター仙南事務所 所長	(4)
11	平間 俊博	関係団体の代表者 一般社団法人 さくら青年会議所 理事長	(4)
12	加藤喜久江	社会福祉事業を行う者 株式会社 ピース 代表	(5)
13	八島 哲	社会福祉事業を行う者 (社福)白石陽光園 県南生活サポートセンター アサンテ 所長	(5)
14	児玉 芳江	社会福祉事業を行う者 NPO 法人しばた子育て支援ゆるりん 代表理事	(5)
15	菅野 京子	その他(地域福祉活動実践者) さくら食堂 代表	(6)

◎委員長 ○副委員長

柴田町社会福祉協議会第4次地域福祉活動推進計画策定までの経過

○計画策定：令和5年度内

○計画内容：令和6年度～令和10年度(5年間)

月	項目	内容	備考
4			
5	第1回策定委員会(5月16日)	(委嘱、委員長選出、スケジュール、ワークショップ等の了解を得る)	
6	地区社協ワークショップ① 6月21日：船迫地区 6月23日：槻木地区 6月30日：船岡地区	・地区社協地域福祉懇談会 ・私たちが目指す理想の地域像 ・中学校区行動計画	5人1グループ 区長、民生委員、 地区社会資源 警察、消防、保育園、 若い人等、NPO、 子育て世代など
7	地区社協ワークショップ② 7月19日：槻木地区 7月24日：船迫地区 7月26日：船岡地区	・地区社協地域福祉懇談会 ・地区にどのような地域生活課題があるか ・中学校区行動計画	
8	・社協ワーキングチーム (8月28PM、29PM、30AM)	・今期計画内容の検討、現在事業についての ヒアリング	
9	地区社協ワークショップ③ 9月8日：船迫地区 9月12日：槻木地区 9月15日：船岡地区 地区社協ワークショップ(代表者会議) 9月27日	・地区社協ワーキンググループによるまとめ ・行動計画の取りまとめ内容の報告	
10			
11	・第2回策定委員会(11月10日PM) ・アンケート調査	・今期計画の体系(案) ・数量調査(障がい者手帳保持者など)	
12	・ヒアリング(地域資源、団体等) ・社協ワーキングチーム	・障がい者、子育て支援団体、民生委員等 ・計画毎の作文	
1	・第3回策定委員会(1月31日)	・地域福祉活動推進計画の素案について	
2	・第4回策定委員会(2月27日)	・地域福祉活動推進計画の最終案について	
3	・理事会、評議員会	・策定計画の内容報告	

理想の地域像と地域生活課題を把握

地区担当制による社協基盤強化(船岡地区/槻木地区/船迫地区)コミュニティソーシャルワーカー窓口

地域の社会資源を把握

地域共生社会の構築

データで見る柴田町の現状

柴田町の社会福祉概況調べ（5年間の推移）

区分	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	備考
1 人口	36,863	37,013	37,395	37,597	37,687	住民基本台帳（各年9月末現在）
2 世帯数	16,390	16,221	16,125	15,989	15,843	住民基本台帳人口及び世帯数（各年9月末現在）
3 生活保護世帯数	235	251	261	259	251	仙南保健福祉事務所（各年）
4 身体障害者手帳保持者数	1,286	1,324	1,316	1,339	1,292	福祉課（各年前年3月末現在）
5 療育手帳保持者数（町外施設入所者含む）	399	381	368	366	358	福祉課（各年前年3月末現在）
6 精神保健福祉手帳保持者数	300	260	254	250	228	福祉課（各年前年3月末現在）
7 母子父子家庭数（医療費助成受給世帯数）				225		国勢調査（10月1日現在）
8 高齢者数（65歳以上人口）	11,408	11,404	11,378	11,283	11,082	住民基本台帳（各年9月末現在）
9 高齢化率（65歳以上人口/人口）%	30.9	30.8	30.4	30.0	29.4	住民基本台帳（各年9月末現在）
10 一人暮らし高齢者数				1,398		国勢調査（10月1日現在）
11 介護保険・介護認定者数	1,700	1,748	1,706	1,733	1,711	福祉課（各年前年3月末現在）
12 年少人口（14歳以下人口）	4,014	4,123	4,309	4,382	4,433	住民基本台帳（各年9月末現在）
13 少子化率（14歳以下人口/人口）%	10.9	11.1	11.5	11.7	11.8	住民基本台帳（各年9月末現在）
14 保育所入園者数	584	588	576	525	493	柴田町子ども・子育て支援事業計画（各年前年3月末現在）
15 幼稚園入園者数		458	502	524	556	宮城県震災復興・企画部統計課「学校基本調査」（各年5月1日）
16 小学校児童数		1,750	1,787	1,855	1,914	宮城県震災復興・企画部統計課「学校基本調査」（各年5月1日）
17 中学校生徒数		961	963	946	897	宮城県震災復興・企画部統計課「学校基本調査」（各年5月1日）

出典：本資料の数値は、「第2期柴田町地域福祉計画（2024年度～2028年度）」より引用

柴田町の人口推計

（単位：人）

	推 計 値								
	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和12年 2030	令和17年 2035	令和22年 2040	
総人口	37,358	37,098	36,808	36,518	36,197	34,469	32,397	30,124	
年少人口 (14歳以下)	4,250	4,106	3,952	3,819	3,682	3,124	2,672	2,377	
	11.4%	11.1%	10.7%	10.5%	10.2%	9.1%	8.3%	7.9%	
生産年齢人口 (15～64歳)	21,696	21,510	21,318	21,124	20,964	20,037	18,799	16,790	
	58.1%	58.0%	57.9%	57.8%	57.9%	58.1%	58.0%	55.7%	
	15～39歳	9,783	9,598	9,422	9,256	9,099	8,381	7,855	7,063
	40～64歳	11,913	11,912	11,896	11,868	11,865	11,656	10,944	9,727
高齢者人口 (65歳以上)	11,412	11,482	11,538	11,575	11,551	11,308	10,926	10,957	
	30.5%	30.9%	31.4%	31.7%	31.9%	32.8%	33.7%	36.4%	
	前期高齢者人口 (65～74歳)	6,126	5,957	5,700	5,451	5,166	4,333	4,130	4,694
		16.4%	16.0%	15.5%	14.9%	14.3%	12.6%	12.7%	15.6%
	後期高齢者人口 (75歳以上)	5,286	5,525	5,838	6,124	6,385	6,975	6,796	6,263
	14.1%	14.9%	15.9%	16.8%	17.6%	20.2%	21.0%	20.8%	

（各年9月末時点）

出典：柴田町「高齢者福祉計画第8期介護保険事業計画」P16より引用

**柴田町社会福祉協議会
第4次地域福祉活動推進計画
令和6年度～令和10年度**

発行年月 令和6年3月
発行 社会福祉法人 柴田町社会福祉協議会

〒989-1606
宮城県柴田郡柴田町大字船岡字中島68番地
(柴田町地域福祉センター内)
TEL 0224-58-1771 FAX 0224-58-1070
MAIL mirai@s-shakyo.jp
URL <http://www.s-shakyo.jp>